

地域主権改革一括法に伴う条例の制定・改正について（市第79号から84号まで及び91号議案関連）

議案（条例）名	【市第79号議案】 「横浜市道路の構造の技術的基準に関する条例」の制定	【市第80号議案】 「横浜市道路標識の寸法に関する条例」の制定	【市第81号議案】 「横浜市移動等の円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」の制定	【市第82号議案】 「横浜市自動車専用道路の交差の方式に関する条例」の制定	【市第83号議案】 「横浜市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例」の制定	【市第84号議案】 「横浜市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置の基準に関する条例」の制定	【市第91号議案】 「横浜市道路附属物自動車駐車場条例」の一部改正
趣 旨	道路法第30条第3項の規定により、県道及び市道の構造の技術的基準を定めます	道路法第45条第3項の規定により、県道及び市道に設置する道路標識の寸法について定めます	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定により、県道及び市道の移動等円滑化のために必要な道路の構造基準を定めます	道路法第48条の3ただし書の規定により、自動車専用道路と他の道路等を交差させようとする場合において、立体交差とすることを要しない場合の基準を定めます	河川法第100条第1項の規定により、準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を定めます	特定都市河川浸水被害対策法第17条第3項、第24条第1項の規定により、雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する基準を定めます	道路法第24条の3の規定により、駐車料金を徴収する道路附属物自動車駐車場に設置する標識に記載する事項及び、標識の設置位置に関する基準を定めます
条例で定める内容等	・道路の構造（幅員、線形、交差または接続等）の基準	・道路標識の様式に関する事項のうち、案内標識及び警戒標識等の寸法及び文字の大きさに係る基準 <u>（主な事例：別紙参照）</u>	・歩道等（幅員、勾配、舗装） ・立体横断施設（エレベーター、階段、通路） ・乗合自動車停留所（車道からの高さ） など	・当該交差が一時的である場合 ・立体交差により増加する工事費がこれによって生ずる利益を著しく超える場合	・河川管理施設等（護岸、堰、橋等）の構造（材質、高さ、幅等）	・施設の名称及び容量、構造の概要 ・施設の管理者名 ・標識の設置者名 等	・料金の額 ・駐車時間 ・料金の徴収方法 ・標識の設置位置 等
現行基準（政省令）との相違等	・第4種4級の道路幅員は 4.5m以上 とする（現行基準（道路構造令）では車道幅員が4.0m） ・歩道等の舗装は、 <u>雨水を浸透させることができる構造</u> とする（道路構造令では記載なし） ・歩道等の 横断勾配は1%以下 とする（道路構造令では2%） ・その他の基準は現行と同様だが、積雪地域や防雪施設など、本市に適さない条項は規定を置かない	・現行基準（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（標識令））とほぼ同様の内容とする ・なお、首都高速道路の標識の一部は <u>首都高速道路の標識設置要領に合わせた基準</u> とする	・現行基準（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令）と同様 ・ただし、防雪施設は本市に適さないため、規定を置かない	・現行基準（道路法施行令）と同様	・現行基準（河川管理施設等構造令）と同様 ・ただし、ダムや高規格堤防など、本市に該当しない施設については、規定を置かない	・現行基準（特定都市河川浸水被害対策法施行規則）と同様	・現行基準（道路法施行規則）と同様

市第 80 号議案

「横浜市道路標識の寸法に関する条例」の主な標識の事例

別表（第 2 条）：一部抜粋

条例	標識令
<p style="text-align: center;">市（101）</p> <div data-bbox="338 573 593 725" style="text-align: center;"> </div>	<p style="text-align: center;">市町村（101）</p> <div data-bbox="1008 573 1248 725" style="text-align: center;"> </div>
<p>方面、方向及び道路の通称名（108 の 4）</p> <div data-bbox="290 887 647 1169" style="text-align: center;"> </div>	<p>方面、方向及び道路の通称名（108 の 4）</p> <div data-bbox="944 887 1311 1169" style="text-align: center;"> </div>
<p>方面及び方向（108 の 2-D）</p> <div data-bbox="194 1335 705 1644" style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">(200 x 330)</p> </div>	<p>方面及び方向（108 の 2-D）</p> <div data-bbox="880 1348 1375 1572" style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">(140 x 320)</p> </div>

※図の下に標示板の寸法（縦×横）、図の横に文字の大きさを示す。単位はセンチメートル